

## 新しい人権問題への対応(その十六)



研究センター理事長  
学校法人同志社前総長

大谷 實

わが国で被害者の支援を目的とした法制度が整備されたのは、一九八〇年の犯罪被害者等給付金支給法が制定され、翌年の八一年に犯罪被害給付制度(犯給制度)が発足したのが最初であります。犯給制度は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族や重い障害を負わされた被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づいて、国の一般財源から給付金を支給して、被害者の経済的・精神的打撃の緩和を図ることによって、刑事司法制度に対する国民の信頼を確保することを目的としたものです。

具体的には、被害者の遺族または重障害者の申請による都道府県の公安委員会の裁定によって、遺族給付金で

は最高八〇〇万円、障害給付金では最高九五〇万円を支給するという制度でした。なお、犯給制度は発足前の被害者やその遺児には適用されないことなどが問題となり、一九八一年に、警察官や経済界からの寄付を募って、警察庁の外郭団体として財団法人犯罪被害者救援基金が設立され、犯罪被害者の遺児に対して奨学金を給付することとなりました。今年で三九年になりますが、現在、月額Ⅱ小学生一万円、中学生二万二千元、高校生(国公立)一万七千元、高校生(私立)二万五千元、大学生(国公立)二万五千元、大学生(私立)三万円を給付していません。

こうして、私が一九七五年に「犯罪被害者と補償いわれなき犠牲者の救済」(日本経済新聞社)を刊行して問題を提起してから二五年が経過して、日本で初めての被害者に対する経済的支援が実現したのです。その後、犯給制度は、二〇〇一年、二〇〇三年に抜本的に改正され、法律の名称も、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」となりまして、現在は、遺族給付金の最高支給額は、二、九六四万五千元、障害給付金三、九七四万四千元となっています。このほか、新たに重傷病給付金が設けられ、障害が残らなかった場合にも一〇二万円を限度として支給することになりました。

しかし、前号で指摘しましたように、被害者の苦しみは、経済的な損失や困窮に留まるものではありません。警察や検察の捜査、裁判の過程における精神的な負担、世間の無責任なうわさ、マスコミの取材や報道によるストレスなど、様々な問題に苦しめられるのです。被害者にとって必要なのは、むしろ被害者が陥っている精神的な苦しみに対する支援なのです。

犯罪被害者の苦しみに対する支援の必要性については、有識者から度々指摘されていたのですが、わが国で本格的な支援の契機となったのは、一九九一年の一〇月三日に東京で開催された「犯給制度発足一〇周年記念シンポジウム」でありました。私もパネリストとして参加したのですが、被害者遺族として参加した大久保恵美子さんは、ご自分の経験を披歴し、犯罪被害者支援の確立、特に精神的支援の必要性を切々と訴えられたのです。その訴えに早速反応したのは、東京医科歯科大学教授らであり、一九九二年に、ごく小規模ながら「犯罪被害者相談室」が開設されました。また、当時私が理事長をしていた日本被害者学会は犯罪被害者の実態調査を試み、その成果を公表しました。

こうした民間の動きを踏まえて、まず、警察庁は、一九九五年に「被害者対策要綱」を制定し、警察は、従来、被疑者の捜査を中心に行動してきたために被害者対

策がおろそかにされた嫌いがあつたことを反省し、犯罪被害者対策も警察の設置目的に基づく本来の業務であること明らかにしました。そして、二次被害の防止を正面から謳い、被害者の救援、相談窓口の設置といった被害者対策を要綱に盛り込みました。

捜査上、犯罪被害者は真つ先に疑われる立場にあり、警察官の態度に苦しめられるのですが、被害者対策要綱ができてから、警察の対応は大きく変わったようです。

警察の対応と平行して、検察や裁判所の態度も変わりました。二〇〇〇年に、いわゆる「犯罪被害者保護二法」が制定されまして、刑事手続きの中で犯罪被害者の心情などに適切に配慮するために、検察庁では被害者通知制度に加えて、「被害者支援員」制度を設置し、様々な相談に応ずるとともに、法廷への案内、付き添い等の支援活動を行うこととしました。また、裁判所については、法廷内で被告人と被害者である証人とがお互いに直接顔を合わせずに済む遮蔽措置を講ずる制度、ビデオリンク方式（映像と音声モニターできる装置）を導入するといった、証人の負担を軽減する制度などが講じられました。

これ等のほかにも、被害者支援の制度が誕生していますが、被害者の人権にとって決定的な法律は、次号で検討する二〇〇七年制定の「犯罪被害者等基本法」です。